



① 改憲動向の現段階

集団的自衛権の行使を容認するなど実質改憲を進めてきました。

2022年12月に、岸田文雄政権が「安保三文書」を閣議決定して以来、「安全保障政策の大転換」を進めています。「反撃能力」と称して敵基地攻撃能力を保有するなど、現在も実質改憲が進行中なのです。

明文・実質両改憲を進める高市政権

昨年10月に成立した

義を正面から否定する極めて危険な政権です。11月7日には、国会にて、中国が台湾を統一、支配下に置くため「戦艦を使ってすね、武力の行使を伴うものであれば、これはどう考えても存立危機事態になり得るケース」と答弁しました。存立危機事態に認定するということは、集団的自衛権の行使、すなわち自衛隊による武力行使ができる、日本が戦争に入っていくということです。「戦争準備」を本

能維持および緊急政令」の条文の国会提出を目指す、とあります。戦争状態に入った際、選挙を行わず議員の任期延長を認めるというのです。戦争に備え、明文改憲を急いでいるのでしょう。

その一方で、合意書には「安保三文書」を改定して、長射程ミサイルの陸上展開とそれを搭載した長距離移動可能な潜水艦の保有、武器輸出の解禁、「国営工廠」すなわち国営の軍事工場に関する施策などを推進するとあります。また、「非核三原則」の見直しが目指さ

9条の価値語り、軍事国家化阻もう

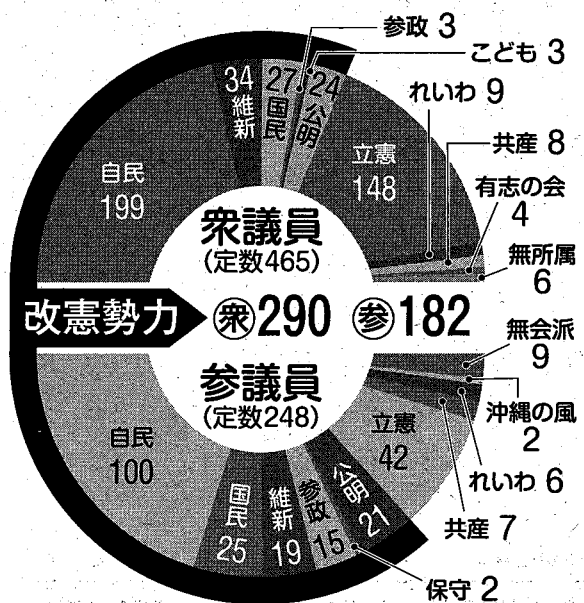
2以上の賛成と、国民投票での過半数の賛成をクリアすることは困難と見て、9条の条文を変えることなくその解釈を変えることで、自衛隊を設置し、

高市早苗政権は、①軍事的緊張をあおる、少なくとも高めることに抵抗がない点、②軍事を経済成長の中心に据えている点で、戦後日本が築いてきた平和主

格化している政権だと見るべきでしょう。高市政権は、明文改憲・実質改憲の両方を進めています。自民党と日本維新の会は11月13日に、連立政権合意書

に基つき「憲法改正条文起草協議会」を設置し、今後2週間に1回のペースで開催して「9条改正」と「緊急事態条項」について協議する、としました。合意書には、26年度中に「緊急事態条項(国会機

〈改憲発議可能な3分の2は 衆310 参166〉



に基つき「憲法改正条文起草協議会」を設置し、今後2週間に1回のペースで開催して「9条改正」と「緊急事態条項」について協議する、としました。合意書には、26年度中に「緊急事態条項(国会機



今号から、京都憲法会議による連載「戦争する国づくりの今」(全11回予定)を始めます。